

ライセンス簡易ガイド

パッケージ製品、プレインストール製品、OEM、Open、Select および Enterprise Agreement におけるライセンスの譲渡

パッケージ製品・プレインストール製品・OEM・Open License・Select・Enterprise Agreement

マイクロソフトは、ソフトウェア著作権保護の観点から、譲渡について 1 つの制限を設けています。それは、譲る人がそのライセンスに基づくすべてのコピーを消去し、マニュアル、オリジナルディスク、パッケージなどの取得したものを直接譲り受ける人に渡し、譲り受けた人が使用許諾の内容に同意するということです。上記の行為が一度に限り可能な場合もあります。お手元の使用許諾契約書をご確認ください。

また、アップグレードされたソフトウェアを持ちになっている場合には、アップグレード版と旧バージョンと一緒に譲渡しなければなりません。これは、旧バージョンとアップグレード版を併せて、完全なライセンスとして取り扱われているからです。(この場合には、アップグレード版の譲渡の条件が適用されます。)

譲渡をした場合には、パッケージ製品の場合にはマイクロソフトにユーザー登録手続きを、オープンライセンスの場合にはライセンス譲渡手続きを行ってください。マイクロソフトに通知がない場合には、マイクロソフトは、登録されている方のみをユーザーとして扱わせていただきます。ユーザー登録変更通知およびライセンス譲渡手続きには、譲る人と譲り受ける人の双方の確認のための、押印または署名をいただいております。なお、譲り受けたものが完全でなかったこと、ウィルスが入っていたことなどユーザー間のトラブルには関知できません。

ユーザー登録手続き及びライセンス譲渡手続きについて

お問い合わせ窓口: マイクロソフト カスタマー インフォメーション センター Tel: 03-5454-2300

ユーザー登録手続きに関するサイト: <http://www.microsoft.com/japan/customer/regiuser/>

なお、譲渡について有償、無償については、当事者間でご確認ください。

パッケージ製品

パッケージ製品は、原則として**一回に限り譲渡が認められています**。譲渡人は、マスターディスク、マニュアルを含む関連印刷物 (Certificate Of Authenticity [出所に関する証明書] 添付のこと)、使用許諾契約書を添付して譲渡し、譲受人はユーザー登録手続きを行わなければなりません。ただし、製品によって条件が異なる場合がありますので、詳細については、各使用許諾契約書をご確認ください。

プレインストール版アプリケーション製品

コンピュータにバンドルされたOffice 製品に関しては、Professional、Personalともに譲渡に回数制限はなく、**ハードウェアと共にのみ譲渡が認められています**。譲渡する場合には、バックアップCD、マニュアルを含む関連印刷物 (Certificate Of Authenticityを含む)、使用許諾契約書を添付して譲渡し、譲受人はユーザー登録手続きを行わなければなりません。

プレインストール版 Office 2000 Professional は、最初のユーザーに限り一回の譲渡のみ認められています。

OEM版Windows製品

OEM版Windows製品の譲渡の条件はOEMメーカーが決める条件にしたがってください。通常は、**ハードウェアと共にのみ譲渡可能**で、譲渡人は、使用許諾契約書に記載されているソフトウェア譲渡の内容に従い、バックアップCD、マニュアルを含む関連印刷物、使用許諾契約書等を含めて譲渡する必要があります。詳細は各OEM企業にお問い合わせください。

Open License

Open Licenseで購入したソフトウェアライセンスを譲渡するには、**ひとつのライセンス認証番号に基づいて取得された全てのライセンス**(ソフトウェア アシュアランス等のアップグレードライセンスも含む)、及びこれに関する付帯物(オープンライセンス ライセンス証書若しくはオープンライセンスご発注確認書、一切の使用許諾契約書および修正契約書、オープンライセンスに基づき取得したすべてのマニュアル、関連ドキュメント類)及び、当該ライセンス認証番号にかかるすべての権利(追加購入の権利も含みます。)を譲受人に引渡し、これらにつき一切の複製物を保持してはいけません。(他の使用許諾契約により保持が認められている複製物は除きます。) ただし海外への譲渡依頼は別途販売店様へご相談ください。

例:ある認証番号に基づいて、3 回にわたり 20 ライセンスずつを購入した場合には、同認証番号の基で取得した計 60 ライセンスを譲渡しなければなりません。

譲渡手続き

	eOpen のお客様	紙のライセンス証書をお持ちのお客様
手順 1	エンドユーザーは、販売店様より「Microsoft® Open License 譲渡届出書兼ユーザー登録変更申請書」を取得してください。	同左
手順 2	本届出書兼申請書に、譲渡人と譲受人双方の記入押印を行い、販売店様経由でマイクロソフトに返信してください。	同左。ただし、譲渡するライセンス証書のコピーを添付してください。 1
手順 3	マイクロソフト社内での登録手続きが完了後、翌日に変更内容が eOpen Web サイトに反映されます。	登録手続き完了後、販売店様経由で手続き完了の通知がされます。 2

1: 紙のライセンス証書の場合には、譲渡人は譲受人にライセンス証書原本を渡す必要があります。

2: 紙のライセンス証書の場合であっても、証書の再発行は行いません。再発行が必要な場合には、譲受人は販売店様へ問い合わせを行っていただき、訂正/再発行のプロセスで依頼してください。

社名変更(吸収合併含む)や住所/担当者変更の場合には、譲渡ではなくユーザー登録変更手続きを行います。ただし、証書の再発行は行いませんので、再発行が必要であれば上記訂正/再発行のプロセスで依頼が必要です。

ユーザー登録変更手続き

	eOpen のお客様	紙のライセンス証書をお持ちのお客様
手順 1	エンドユーザーは、eOpen の Web サイトより変更依頼を行ってください。 1	取引先販売店様より「ユーザー登録変更用紙」を入手してください。
手順 2	-	必要事項を記入の上、ユーザー登録変更通知を指定窓口へ FAX にて返信してください。(FAX 番号はユーザー登録変更届けに記載されています。)
手順 3	マイクロソフトで変更手続きが終了すると、翌日に eOpen にて変更情報が反映されます。	ユーザー登録変更手続きが完了します。新規のお客様に対する通知はされません。

1: eOpen サイトでの登録変更は、住所と担当者名の変更に限られます。それ以外の eOpen 掲載情報の変更を希望する場合には、販売店様よりユーザー登録変更用紙を入手し、上記の手続きを行ってください。

SelectおよびEnterprise Agreement

Select および Enterprise Agreement のプログラムに基づき購入されたソフトウェア ライセンスは、基本的に第三者に譲渡できません。ただし、セレクト、エンタープライズ アグリーメント上の契約書で規定されている関連会社に対しては譲渡可能です。セレクトまたはエンタープライズ アグリーメントのお客様は、以下のようなライセンス譲渡を行う場合、マイクロソフトの同意を得る必要があります。

- 関連会社に対する譲渡
- 合併、整理統合、または分社化に起因する譲渡
- お客様がマイクロソフトの書面による同意を得ているその他の譲渡

譲渡手続き

	Select/EA 6.0 のお客様	Select/EA 3.0/4.x/5.0 のお客様
手順 1	エンドユーザーは、以下のリンクより「マイクロソフトセレクト/エンタープライズ永続的ライセンス譲渡の通知」を取得してください。 http://download.microsoft.com/download/6/5/2/652c5116-1e48-4d20-9e59-45016e0c7c93/VLLicenseTransfer.pdf (PDF ファイル、202K Byte)	エンドユーザーは、使用許諾証明書の原本、ならびに譲渡対象について詳細に説明した報告書(ライセンス数に関する詳細な情報と、ソフトウェアの使用条件が記載)を譲渡先企業に提供してください。

手順 2	本通知書に必要事項を記載(手書き)し、署名・捺印し、同様のものを3部作成してください。	譲受人がその報告書に署名し、ライセンス契約に規定された条件に同意してください。 2
手順 3	1部を Large Account Reseller に提出し、譲渡手続きが完了します。残りの2部は譲渡人、譲受人で保管ください。 1	譲渡手続きが完了します。譲渡は譲渡元企業と譲受人の間で行われますので、マイクロソフトは報告書に署名いたしません。

- 1: 譲渡手続き完了に関して、お客様へは通知されません。また、Microsoft Volume Licensing Services サイトのデータも変更されません。
 2: 譲渡対象のライセンスが使用許諾証明書に記載されたライセンス総数より少ない場合、お客様は、使用許諾証明書の原本に記載されているライセンスを取消線で抹消し、譲渡対象のライセンス数、譲受人の名前、譲渡の日付を記さなければなりません。お客様は記載済みの使用許諾証明書の原本を取引の記録として保管するとともに、その使用許諾証明書の写しと報告書を譲受人に対して引き渡さなければなりません。

Enterprise Agreement の有効期間が終了していない場合、お客様は、担当のマイクロソフト アカウント マネージャーに連絡し、適切な手順に関する情報を入手する必要があります。エンタープライズ アグリーメントのお客様は、契約終了まで使用許諾証明書を手続きできませんので、譲渡プロセスは、標準的なセレクト使用許諾証明書の譲渡プロセスとは異なるものとなります。いったん契約が終了し、お客様が使用許諾証明書を手続きした場合、譲渡プロセスは上記のものと同じになります。

以下の追加的な制約には留意してください。お客様がアップグレードライセンスを譲渡する場合、アップグレード元のライセンスも譲渡しなければなりません。オペレーティング システムのライセンスは、お客様が、そのオペレーティング システムを最初にインストールしたコンピュータ システムとともに譲渡しない限り、譲渡することができません。Select の契約期間中は、**Software Assurance および Upgrade Advantage のライセンスを譲渡することはできません。**

Select 及び Enterprise Agreement の譲渡に関する Q&A

Q: お客様が上記以外の理由でライセンスを譲渡したい場合、マイクロソフトの誰に連絡するのですか。

A: 担当のマイクロソフト アカウント マネージャー(営業担当者)にご相談ください。

Q: 現在、エンタープライズ アグリーメントが有効となっていますが、この契約が終了する前に対象エンタープライズ内の 1 事業部を売却する計画です。エンタープライズ アグリーメント ライセンスをこの新会社に譲渡することは可能ですか。

A: 担当のマイクロソフト アカウント マネージャーにご相談ください。

Q: セレクト 5.0 のあるお客様が、8 か月間に Office XP のライセンスを 800 ライセンス購入しました。現在、そのお客様は、自社の一部を売却しようとしており、800 ライセンス中の 675 ライセンスを譲渡しなければなりません。このお客様は、8 通の使用許諾証明書を所有しており、各使用許諾証明書には Office XP のライセンスが 100 ライセンスずつ含まれています。このお客様は、ライセンスの譲渡先の会社に何を送付すればいいのですか。

A: 使用許諾証明書の原本に書面による報告書を添付してください。その報告書は以下のような内容でなければなりません。「弊社 (ABC 社) は、貴社 (XYZ 社) に対して Office XP のライセンスを 675 ライセンス譲渡する。この譲渡の一環として、貴社は、マイクロソフトが規定した本製品の使用条件を遵守する必要がある。これらのライセンスには、弊社 (ABC 社) またはマイクロソフトによるいかなる保証も伴わない。下に署名することにより、貴社は、この Office XP のコピー 675 部に関して、Microsoft Business Agreement、Select、または Enterprise Agreement の契約書に規定される責任制限または限定的保証の条件が適用されることを承認する。」

それに加えて、以下のものも送付しなければなりません。

- Office XP のコピー 100 部ずつに関する使用許諾証明書の原本 8 通中の 6 通。
- 100 ライセンスの文字を抹消した 7 通目の使用許諾証明書の写し 1 部。そこには注を添え、その使用許諾証明書が、当初の使用許諾証明書に記載されていた Office XP の 100 ライセンス中の 75 ライセンスに関するものであることを明示する。

お客様が保管するものは何ですか。

- 譲渡先の会社へ送付する書面による報告書の署名入りの写し。
- 75 ライセンスの譲渡に関する注を記載した 7 通目の使用許諾証明書の原本。

注: 本「ライセンス簡易ガイド(Volume Licensing Brief)」は、一般的な情報を提供するためのものです。Microsoft Open License、Select、および Enterprise Agreement で提供される ソフトウェア製品の使用条件については、各契約書をご参照ください。